

1

(配点：80点)

次の各文章を読んで、後記の設問1および設問2の双方に答えなさい。

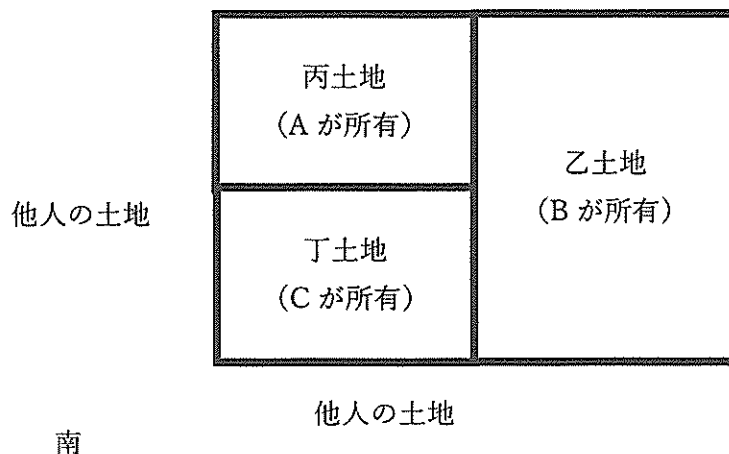
【事実Ⅰ】

1. Aは、甲土地を所有しており、甲土地は、その東側でB所有の乙土地と隣接しているほか、その南側および西側は他人の土地と隣接していることから、北側でのみ公道に面している。2024年6月に、AはCとの間で、「甲土地を南北に分割し、北側の土地を丙土地、南側の土地を丁土地とした上で、丁土地をCに売却する」旨の合意をした。

2. 2024年7月、Aは、上記合意に従い、甲土地を丙土地および丁土地へと文筆登記をした上で、丁土地をCに譲渡し、これをCに引き渡し、かつ、AからCへの所有権移転登記を行った（なお、この時点では、丙土地は、そのままAが所有している）。この分割および売却によって、丁土地は公道に直接面しなくなった（図表1参照）。

図表1 北

公道

**【事実Ⅱ】**

前記【事実Ⅰ】の1と2に続いて、以下の事実があった。

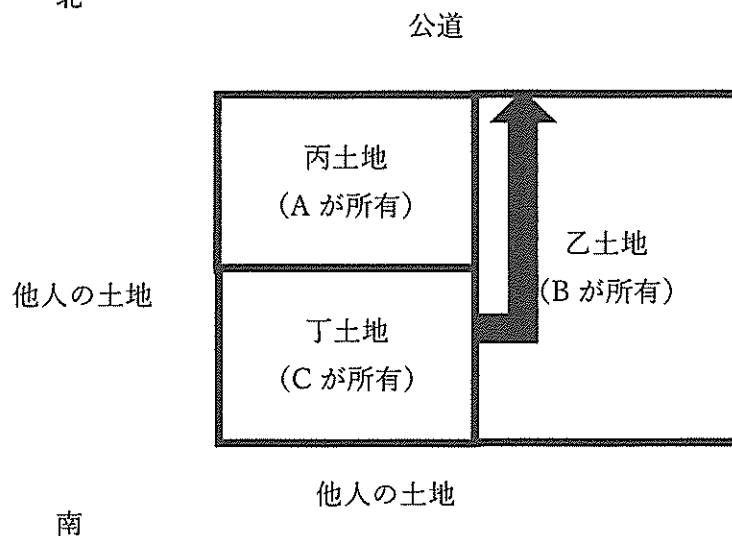
3. Aから丁土地の譲渡を受けてすぐ、Cは、丁土地から公道に至るために、乙土地の所有者Bに対して、「公道に出るために、日常的に乙土地を通行することを許してくれないか」と相談した。そこで、Bは、Cに対して、「乙土地について、あなた（Cのこと）のために通行地役権を設定してあげよう」と述べ、CもBのこの申し出に承諾を与えた。この通行地役権設定契約について、BとCの間で契約書は作成されず、また、乙の不動産登記簿上にも、Cの通行地役権の設定登記はされなかった。

4. 通行地役権設定を受けたCは、Bの許可を得て、2024年10月ころまでに乙土地上に通行用のコンク

リート通路を開設し、以降、日常的に乙土地を通行している。（図表2参照）

5. 2025年になって、Bは、経営する会社の業績が悪化したことから、経営資金を捻出するために、乙土地を売却して代金を得ようと考えようになった。そこで、Bは、2025年2月に、Dとの間で、代金1億円で乙土地をDに売却する契約を締結し、代金全額を受領の上で、乙土地をDに引き渡し、かつ、BからDへの所有権移転登記を行った。この売買契約締結時、Bは、代金額が下がることを危惧して、乙土地にCのために通行地役権が設定されていることを告げていなかったが、Dは、乙土地の現地見分に訪れた際に、乙土地上にコンクリート道路が開設されていることから、B以外の誰かが日常的に乙土地を通行しているのだろうと考えていた。

図表2 北



（太い矢印が通路を示す）

設問1 【事実I】および【事実II】（1から5まで）のもとで、Dは、Cに対して、乙土地上のコンクリート道路の撤去、および乙土地の通行の停止を請求することができるか。検討しなさい。

【事実III】 前記【事実I】の1と2に続いて、以下の事実があった（前記【事実II】の3から5までは存在しなかったものとする（図表2の状況はなかったものとする）。）。

6. Cは、丁土地の譲渡および引渡しを受けて以降（図表1参照）、丁土地から公道に至るために、Bに無断で乙土地を通行していた。

7. 2024年12月、Aは、丙土地を、売買契約によってEに譲渡し、AからEへの所有権移転登記を行った。

8. 2025年10月になって、Bは、Cが乙土地を無断で通行している事実気が付き、Cに対して、以後、乙土地へは立ち入らないようにと警告するとともに、丁土地と乙土地の境界線上に有刺鉄線を張ってCの進入

2時限目：10:30～12:30 法律論文試験（民法・刑法） （3）ページ／（4）ページ

を妨げた。そこで、Cは、Eに対して、以後は公道に出るために丙土地を無償で通行させてほしいと相談したが、Eは、「Bに通行料の支払を提案するなどしてBを説得し、これまでどおり乙土地を通行すればよいではないか」と述べて、拒絶した。

設問2 【事実I】および【事実III】（1、2および6から8まで）のもとで、Cは、丙土地を無償で通行するためにEに対してどのような主張をすることができるか、説明しなさい。なお、本件においては、AとCの間、および、EとCの間では、丙土地について、黙示のものも含めて通行地役権の設定は行われていないものとする。

2

（配点：80点）

以下の事実につき、X及びYの刑法上の罪責を論じなさい。

Xは、A社の経理担当者として金員を保管する業務に従事し、A社を口座名義とするB銀行の預金通帳及び印鑑を保管の上、当該口座を管理していた。その一方で、Xは個人の財産を金融商品に投資していたが、想定外の事態に起因して多額の損失を生じたことにより、運用を担当していたC社に対し追加預託金250万円を支払う必要が生じた。

そこでXは、当該支出に対処するべく、当面はA社名義の口座から、当該金員を支出先であるところのC社に振込入金することで対処した上で、爾後の投資による利益で当該金額について補填しようと考え、B銀行の係員Dに対し、上記A社名義の口座よりC社名義の口座に250万円を振込送金する旨依頼したことから、Dにおいて当該送金処理を行うに至った。しかしながら、その後も投資実績は思わしくなく、上記金員を補填することができずにいたところ、A社において経理を精査すべきとの話が出たことを契機として、本件支出が発覚することとなり、XはA社より解雇されるに至った。

Xは、このままでは警察の捜査の手が及ぶと考え、逃亡を企図すべく、知人Yに事情を説明し、逃亡先の紹介を依頼したところ、Yは「わかった。行き先を紹介する。現地へは飛行機の手配をする。明日11時に空港に来るように」と答え、逃亡先を指示した。その上で、YはXの氏名が航空会社に知られるのは不都合であろうと考え、自己の名義を使用して当日11時30分に当該空港を出発するE航空会社の便を予約の上、Yにおいて所定の運賃を支払い、当日空港のカウンターで搭乗手続きを行った上で、担当職員Fに対し、Yの生年月日及び氏名を記入した申込書を提出するとともにYの氏名が記載された運転免許証を提示した上で、搭乗券の発行を受けた。

Xが予定通り空港に到着すると、YはXに上記搭乗券を交付したことから、Xはこれを係員に呈示して所定の便に搭乗し、目的地空港に到着後、上記指示に係る逃亡先に移動するに至った。なお、E社においては、航空機の運航の安全を確保することが会社の経営上重要であるとの理由に基づき、予約時に申し出た本人のみを搭乗させる方針を採っており、本人以外の者が搭乗券を使用して搭乗することは認めておらず、かつその旨を利用者一般に周知していた。それ故、E社においては、搭乗券を本人以外の者に譲渡する意図であることを認識すれば、搭乗券の交付がなされることはなかったものと認められた。

1

(配点：80点)

公職選挙法 11 条 1 項は、「選挙権及び被選挙権を有しない」者を規定しており、二号で「禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者」を挙げている。また、最高裁判所裁判官国民審査法 4 条は、「衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する」と定める。

Xは、詐欺罪により懲役 7 年の実刑判決を受けた者で、刑の執行中に実施された衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官の国民審査で投票することができなかった。そこで X は、上記の各規定の合憲性を争うべく、立法不作为による国家賠償などを求めて訴訟を提起した。

〔参照条文〕

○公職選挙法

第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 一 削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 四 公職にある間に犯した刑法（明治四十年法律第四十五号）第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第百三十号）第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

○最高裁判所裁判官国民審査法

第四条（審査権） 衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有する。

【設問】

1 (1) 選挙権および国民審査権のそれぞれの法的性格などについて論じた上で、Xの憲法上の主張について述べなさい。

(2) (1)に対する国側の反論について述べなさい。

2 1の両者の主張をふまえ、あなた自身の見解について論じなさい。

*必要に応じて判例に言及すること。

1

（配点：40点）

（1）以下の(a)～(c)について、法令・判例に照らして正しければ○、誤っていれば×を付して、3行以内でその理由を述べなさい。

(a) 代表取締役甲の退任について乙株式会社が登記をした場合、その後に、甲が乙社の代表者として第三者との間で取引をしたときにおいては、民法の代理権消滅後の表見代理に関する規定が適用（または類推適用）される。

(b) 株主総会決議無効確認の訴えの決議無効原因として主張された瑕疵が決議取消原因に該当し、その訴えが決議取消訴訟の出訴期間内に提起されている場合には、決議取消の主張が出訴期間経過後にされたとしても、決議取消の訴えは出訴期間の関係では決議無効確認の訴提起時に提起されたのと同様に扱われる。

(c) 募集株式の発行差止請求訴訟を本案とする新株発行差止めの仮処分命令があるにもかかわらず、その仮処分命令に違反して募集株式の発行がされた場合には、その仮処分命令違反は、募集株式の発行無効の訴えの無効原因とはならない。

（2）Y株式会社（以下「Y社」という。）は、定款によってすべての株式の譲渡制限を規定している。Y社は、2000年ころ、従業員にY社の株式を取得させることにより、従業員の財産形成とともに、会社との一体感を強めてその発展に寄与させることを目的として、いわゆる従業員持株制度を導入した。

Xは、Y社の従業員であったが、2003年ころから2014年7月3日にかけて、右制度の趣旨、内容を了解した上でY社の株式を1株5000円で取得し、その際、Y社との間で、退職に際しては、同制度に基づいて取得した株式を1株5000円で取締役会の指定する者に譲渡する旨の合意（以下「本件合意」という。）をした。

2021年5月3日、Y社の全従業員約40名中営業担当の23名の従業員のうち、Xを含む12名が退職したが、Y社は、右の一斉退職等に伴う混乱等のため、取締役会において、Xの有する株式の譲受人を直ちには指定せず、2023年7月11日に譲受人としてAを指定し、Aは、買受けの意思を明らかにした上、同月20日から22日にかけてその代金額を供託した。Y社は、2003年度以降、当初はおおむね15ないし30パーセント、2016年度から2020年度は8パーセントの割合による株式配当を行っていた（2021年度は株式配当をしていないが、これは右の一斉退職等に伴って営業上壊滅的な打撃を受けたためである）。

上記の事例において、本件合意の有効性について検討しなさい。

1

（配点：40点）

問 次の問題文を読んで、以下の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

Xは、その知人Yに（いずれも東京在住）、200万円の金銭を貸し渡した（以下、「本件債権」という）。しかし、期限をすぎてもYから弁済がされないため、Xが電話等で催促したところ、YはXの催促を逃れるためか、その実家のある高松に転居していることが判明した。Yは、「上記貸金の200万円のうち少なくとも50万円はXに返済している。Xは当初、知人だから利息は取らないと言っていたのに、利息も含めて200万円以上の返済を迫るのはおかしい」と反論している。

〔設問1〕①XがYに対し、本件債権と利息につき支払いを求める訴えを提起する場合と、②YがXに対し、本件債権は150万円を超えては存在しないことの確認を求める訴えを提起する場合について、それぞれの管轄（裁判所）を検討しなさい。

〔設問2〕上記の設問1①の訴えが東京地裁に提起されたのに対し、Yが、高松地裁への移送を申し立てるとする。この場合の根拠、理由づけを示したうえで、問題文と設問1を踏まえ、裁判所としては移送の可否につきどのように判断すべきか、あなたの結論を述べなさい。

1

（配点：40点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問1】および【設問2】の両方に答えなさい。

〔事例〕

- 1 Vに傷害を負わせたという事件の被疑者であるXは、この事件の逮捕状によって逮捕されたのちに、その直後から警察署の取調室において、司法警察職員Kによる取調べ（以下「本件取調べ」）を受けた。
- 2 Xは、逮捕の翌日における本件取調べの際に、Kに対して、Vの鼻から出血するまでVの顔に向けて手拳で殴打したという趣旨の供述（以下「本件供述」）をおこなった。Kらは、この供述を調書に録取してXの署名・押印も得た（以下「本件調書」）。

【設問1】

KがXに本件取調べに応じるように義務づけることは許されるのか否かについて、事実を即して論じなさい。なお、実際にXに義務づけていたのか否かについては論じることを要しない。

【設問2】

Xが取調べの開始から本件供述までに一度も供述拒否権の告知を受けていなかったとき、供述拒否権を告知されていなかったことが本件調書の証拠能力にかかる判断にどのような影響を及ぼすのかについて、問題となりえる証拠法則を指摘して論じなさい。